別紙２

履行場所別実施時期

区分	局署名	業務名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
A	岐阜北税務署	消防				←―	――	―→				←―	――	―→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	岐阜南税務署	消防				←―	――	―→				←―	――	―→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大垣税務署	消防				←―	――	―→				←―	――	―→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高山税務署	消防				←―	――	―→				←―	――	―→
		空調		○										
		自動扉				○						○		
	多治見税務署	消防				←―	――	―→				←―	――	―→
		空調		○						○				
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	関税務署	消防				←―	――	―→				←―	――	―→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	岐阜南集中管理書庫	消防				←―	――	―→				←―	――	―→

別紙２

履行場所別実施時期

区分	局署名	業務名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
B	静岡税務署	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	清水税務署	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	浜松東税務署	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	沼津税務署	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	熱海税務署	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	三島税務署	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	島田税務署	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	富士税務署	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	磐田税務署	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	掛川税務署	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	藤枝税務署	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	下田税務署	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○						○				
		自動扉				○						○		
	静岡第二集中管理書庫	消防				━	━	━				━	━	━
	静岡分庁舎	消防				━	━	━				━	━	━
		空調		○						○				

別紙２

履行場所別実施時期

区分	局署名	業務名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
C	千種税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	名古屋東税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	名古屋北税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	名古屋西税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	名古屋中村税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	昭和税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	熱田税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中川税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	一宮税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	尾張瀬戸税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	半田税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	津島税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	西尾税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小牧税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新城税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	熱田集中管理書庫	消防				←	―	→				←	―	→
	名古屋東分庁舎	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○						○				

別紙２

履行場所別実施時期

区分	局署名	業務名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
D	津税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	四日市税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伊勢税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	桑名税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	上野税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○						○				
		自動扉				○						○		
		ＥＶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鈴鹿税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○			○			○		○		
		自動扉				○						○		
	尾鷲税務署	消防				←	―	→				←	―	→
		空調		○						○				
		自動扉				○						○		
	小森集中書庫	消防				←	―	→				←	―	→
	津第二集中書庫	消防				←	―	→				←	―	→

機械設備総合管理等業務仕様書

基本事項

１　概要

受託者は、業務の実施に当たり、この仕様書に定めることのほか、「建築基準法」、「電気事業法」、「ボイラー及び圧力容器安全規則」、「消防法」、「消防法施行規則」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「公害防止条例」、「大気汚染防止法」、「水道法」、「水道法施行規則」及び「健康増進法」等関係法令に従って業務を遂行することによって、機械設備が適正な機能を発揮し得る状態を保持し、かつ耐久力を維持することを目的とする。

２　業務履行場所

（１）名古屋国税総合庁舎　　　　名古屋市中区三の丸三丁目３番２号

（２）名古屋第二国税総合庁舎　　名古屋市中区三の丸三丁目２番４号

３　計画

（１）業務の実施に当たり、実施計画を策定し、庁舎管理責任者に提出しなければならない。

（２）庁舎管理責任者は、提出のあった実施計画に異議があるときは、協議して計画の変更を求めることができる。

４　その他

火災その他緊急事態が発生した場合は、直ちに庁舎管理責任者へ連絡し、適切かつ迅速に処置しなければならない。

なお、緊急時に対応するため、庁舎管理責任者と協議の上、事前に緊急時対処要領及び緊急時連絡網を作成しなければならない。

個別事項

1　建物の規模及び用途

（１）建物の規模

地上８階・地下２階建　延床面積１７，４８５．３９㎡（名古屋国税総合庁舎）

地上８階・地下１階建　延床面積　８，１６３．８４㎡（名古屋第二国税総合庁舎）

（２）建物の用途

事務所ビル

2　管理対象設備

管理対象設備の種類・数量及び業務等の範囲は、別紙１「設備一覧表（名古屋国税総合庁舎）」、別紙２「設備一覧表（名古屋第二国税総合庁舎）」に掲げる機械設備等及び後述９（５）の付随作業に係る設備等とする。

3　業務実施日時等

（１）業務日時

イ　業務実施日

原則として、「行政機関の休日に関する法律」に定める日を除く毎日とする。

ロ　業務実施時間

８時００分から１７時００分までとする。

ハ　別紙３「庁舎施設定期点検基準表」及び別紙４「定期点検・測定・整備項目一覧表」において閉庁時に作業することとしている業務（以下「閉庁時作業」という。）に係る業務日時については、別途指示する。

ニ　従事時間の管理は当局指定の出勤簿によることとし、出勤時は、当該出勤簿において当局の確認を受けるものとする。

（２）作業届の提出

閉庁時作業を行うときは、予め庁舎管理責任者に作業届を提出し、承認を受けなければならない。

なお、閉庁時作業以外の作業で、事務室に入室（事務室を通り空調室等へ入室する場合を含む。）する場合は、緊急の場合を除き、あらかじめ庁舎管理責任者に連絡し承認を受けなければならない。

4　従事人数等

以下のとおり配置する。

なお、休憩は１名につき１時間とし、休憩時間については別途庁舎管理責任者と協議する。

また、定期点検・測定・整備業務を行う場合は、上記業務に支障がでないよう、必要な人員を別途配置することとする。

（１）名古屋国税総合庁舎

２名とする。

（２）名古屋第二国税総合庁舎

２名とする。

5　従事者の届出及び交替

（1）従事者の事前届出

イ　従事者は、業務の遂行に必要な知識及び技能を有する者とする。

ロ　受託者は、業務の実施に先立ち、従事者の氏名、年齢及び性別並びに従事者の従事する場所を記し、顔写真を添付した書面（以下「書面」という。）を庁舎管理責任者に提出するものとする。

なお、従事者の同意を得た場合は、当該提出書類に従事者の住所を記入する。

ハ　従事者は、従事者であることが容易に判別できるユニホーム、委託者が用意する名札及び現場責任者にあっては、現場責任者であることを明示した適宜の名札を着用するものとする。

なお、委託者が用意する名札の取扱いについては、委託者の指示に従わなければならない。

（2）従事者の交替

イ　受託者が、自己の都合により従事者を交替させようとする場合には、受託者は事前に庁舎管理責任者の承認を受け、速やかに上記（1）の届出を行う。

ロ　庁舎管理責任者が従事者の能力等が業務の遂行上不適当であると判断した場合には、受託者に対し、その交替を求めることができる。

なお、その際には上記イに準じ、上記（1）の届出を行う。

6　現場責任者の届出等

受託者は、従事者のうちから、第３種電気主任技術者、建築物環境衛生技術者、危険物取扱者等の業務遂行上、必要な資格を有し、かつ、他の従事者の指揮監督び労務管理並びに庁舎管理責任者との業務連絡及び調整の任に当たるに適した者（以下「現場責任者」という。）を１名以上選出し、書面に現場責任者である旨を付記するとともに、当該資格を有することを証する書類の写しをその書面に添付するものとする。

7　法定技術責任者の選任

受託者は、当局が関係官庁に届出を必要とする次の法定技術責任者を、従業員の中から選出する。

なお、法定技術責任者は、兼任を妨げないものとする。

（1）電気主任技術者

（2）建築物環境衛生技術者

8　管理業務の区分

管理業務は次の区分及び基準によって行う。

（1）総括管理業務

イ　計画立案業務

受託者は、管理業務を計画的に実施するため、次の計画書を必要時に適宜の様式で作成し庁舎管理責任者に提出する。

（イ）運転監視業務計画書

（ロ）日常巡視点検業務計画
（ハ）年間及び月間の定期点検・測定・整備作業計画書
（ニ）保全計画書

ロ　報告・連絡・調整業務

受託者は管理業務の実施に当たって、庁舎管理責任者に対し次の報告・連絡・調整等を行う。

（イ）運転監視及び日常点検等により発見した故障箇所・要修理箇所の報告及び意見具申
（ロ）管理報告書の提出
（ハ）関係官庁等への届出業務代行
（ニ）事故の発生及び非常時における緊急連絡

ハ　記録の分析業務

受託者は電力・用水・ガス・油等の使用量のほか運転・点検等に関する記録の分析・検討を行い、その結果を庁舎管理責任者に報告する。

ニ　立会い業務

（イ）官公庁が立ち入り検査を実施する場合は、受託者は原則として立ち会う。
（ロ）修理、改良工事等の場合は、庁舎管理責任者と協議の上、立ち会う。

（２）運転監視業務及び日常巡視点検業務

運転監視業務の内容は次のとおりとし、その実施状況を、別に定める各種運転日誌等に記録する。

イ　運転監視業務の内容

（イ）電気設備の運転監視業務
（ロ）空気調和設備の運転監視業務
（ハ）給排水衛生設備の運転監視業務
（ニ）消防設備の操作監視業務
（ホ）エレベーターの運転監視業務
（へ）自動扉の運転監視業務
（ト）その他建物に付帯する設備の操作監視業務

ロ　日常巡視点検業務の内容

日常巡視点検業務の内容は次のとおりとし、その実施結果は、別に定める各種点検記録表等に記録する。

（イ）電気設備の巡視点検業務
（ロ）空気調和設備の巡視点検業務
（ハ）給排水衛生設備の巡視点検業務
（ニ）消防設備の巡視点検業務
（ホ）環境衛生管理に関する巡視点検
（へ）エレベーターの巡視点検業務
（ト）自動扉の巡視点検業務
（チ）その他、庁舎管理責任者と受託者が協議して定めた事項

ハ　応急処置及び小修理業務

（イ）応急処置

設備機器等に故障又は異常を発見し、応急処置の必要があるときは、その波及被害を防止する為、常備する工具類又は部品を用いて現場責任者が処置する。

（ロ）小修理業務

設備機器の小修理業務は、現場責任者が常備する工具類を用い、日常業務に支障のない時間内で実施できる部品交換程度とする。

（ハ）管理業務に必要な計測器・工具類

運転監視業務及び日常巡視点検業務に使用するための計測器・工具類・保護具については、庁舎管理責任者と受託者が協議の上これを常備し、受託者が管理保管する。

（３）定期点検・測定・整備業務

イ　定期点検・測定・整備業務は各種法令に基づく特定機器等について行い作業項目・実施回数については、庁舎施設定期点検基準表及び定期点検・測定・整備項目一覧表に定める。

ロ　業務の実施にあたっては、年間・月間の予定表を作成して実施するものとしてその結果は別に定める記録表等に記録する。

ハ　検査に際し、関係官庁への検査手数料等が必要な場合は、受託者が負担するものとする。

9　管理業務の実施基準等

管理業務の実施基準及び内容等は、次の（1）から（5）に掲げる業務とする。

なお、特に基準を設けていない事項については、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修：最新版）」（以下、「共通仕様書」という。）を適用するものとする。

（1）運転監視業務

（2）日常巡視点検業務

（3）別紙３「庁舎施設定期点検基準表」及び別紙４「定期点検・測定・整備項目一覧表」等に基づく次に掲げる作業とする。

イ　電気設備の保守管理

ロ　空気調和設備の保守管理

ハ　エレベーターの保守管理

ニ　自動扉の保守管理

ホ　その他設備の保守管理

ヘ　各種整備点検測定

ト　イからへまでに付随する設備の保守管理

チ　イからへまでの作業に関する次の記録等

（イ）各種日誌・記録の整理検討

（ロ）各種エネルギーの使用量の記録報告

（ハ）各種報告書の作成提出

（ニ）各種図面の保管整備

（4）機械設備に故障等が生じた旨の通知を受けたときの迅速な点検及び修理

（5）蛍光灯の取替作業

10　図面類

庁舎管理責任者は、受託者が業務遂行に必要な電気設備・空気調和設備・給排水衛生設備等の各設備の竣工図・機器完成図・機器取扱説明書等を受託者に引渡し、受託者はこれを整理・保管することとする。

11　管理記録書類の作成及び保管

受託者は、必要な管理記録書類を作成し必要な期間保管する。

（1）設備管理台帳

（2）計画・報告書類

（3）各種運転日誌類

（4）各種点検記録

（5）庁舎管理責任者が必要とする書類

12　業務の報告等

現場責任者は、その日の業務が終了したときは、別紙５「設備保守日報（名古屋国税総合庁舎)」、別紙６「設備保守日報（名古屋第二国税総合庁舎)」及び別紙７「保守作業実施工程表」に必要事項を記載し、当局が指定する検査職員に提出する。

なお、災害その他緊急事態が発生した場合には、直ちに庁舎管理責任者へ連絡するとともに適切かつ迅速に処置しなければならない。

別　紙　1

設備一覧表（名古屋国税総合庁舎）

（電気設備）

区　　　分	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
受 変 電 設 備	（集中監視制御方式）		三機工業㈱
	・受変電方式		
	受電電圧　　6ＫＶ		
	契約電力　700Ｋｗ		
	周波数　　60Ｈｚ		
	・受電盤		
	配電盤方式		
	オープン及びキュービクル式配電盤		
	遮断器種類		
	ＯＣＢ　定格　600Ａ150ＭＶＡ	1台	
	ＯＣＢ　定格　400Ａ100ＭＶＡ	1台	（発電機）
	ＶＣＢ　定格　400Ａ　　8ＫＡ	6台	
	・開閉器		
	ＡＳ　　定格6.9ＫＶ3P200Ａ	3台	
	ＡＳ　　定格6.9ＫＶ3P100Ａ	1台	
	ＰＯＳ　定格6.9ＫＶ3P200Ａ	1台	
	ＰＯＳ(発)定格6.9ＫＶ3P200Ａ	1台	
	ＧＳ　　定格7.2ＫＶ3P100Ａ	1台	
	ＧＳ　　定格 7.2ＫＶ3P200Ａ	4台	
	ＶＭＣ　　6.6ＫＶ3P200Ａ	1台	
	・コンデンサー盤	2面	
	6．6ＫＶ　　50Ｋｖａｒ	4台	
	7．02ＫＶ　31.9Ｋｖａｒ		
	6KV　三相　100ＫＶＡ		
	・低圧配電盤方式		
	キュービクル式配電盤	7面	
	・変圧器		
	単相　100ＫＶＡ	2台	
	単相　150ＫＶＡ	1台	
	単相　200ＫＶＡ	1台	
	三相　300ＫＶＡ	1台	
	三相　300ＫＶＡ	1台	
	三相　100ＫＶＡ	1台	
	・監視盤		
	高圧監視盤	1面	
	低圧監視盤	1面	
	時計盤	1面	
	火災報知器盤	2面	
	動力監視盤	1面	
	・中央監視装置		
	ｎｅｔ－ＥＶ	1式	㈱朝日工業（H18）

区　　分	機　器　名　等	数　量	納入取付業者等
自　家　発　電	（自動運転） ・発電機　6ＫＶ　100ＫＶＡ 冷却方式　水冷方式 始動方式　蓄電池方式 ・発電機盤	 １台 １面	三機工業㈱
静止形電源設備	・キュービクル式 ポケット式アルカリ蓄電池	８３ｾﾙ	
電　力　設　備	・分電盤 分電盤室自立盤 事務室内分電盤	 １０面 １４面	
動　力　設　備	・空調用制御盤 ・送風用制御盤 ・ポンプ用制御盤	１９面 １０面 ５面	
照　明　設　備	・蛍光灯　Ｈｆ３２Ｗ２灯用外各種 ・白熱灯　６０Ｗ外 ・水銀灯　３００Ｗ	2,098灯 ４５灯 ２灯	シーキューブ㈱
コ ン セ ン ト	・１５Ａ・３０Ａ	６８０個	

（空調設備）

区　　　分	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
冷温水発生機	・GLA-300A 形 冷凍能力　　　250ＵＳＲＴ 暖房能力　　　747.67ＫＷ	２基	Ｂ２Ｆ
冷　却　塔	・SDW-U270ASS 1,688.37ＫＷ 200Ｖ-3 相-5.5ＫＷ×2	２基	屋上
	・HT-50AQB 型 226.74ＫＷ 200Ｖ-3 相-1.5ＫＷ	１基	屋上
	・冷却塔補給水ポンプ	１台	
空　調　関　係	・空調機		朝日工業㈱
	マルチゾーン型	１５台	各階
	エアーハンドリング型	５台	各階
	パッケージ型	３台	３・１Ｆ
	・加湿用蒸気ボイラー 電熱面積 9.68 ㎡、最高圧力 10 kg/c ㎡ 発熱量 359,000kcal/h	１台	ＴＡＭＵＲＡ TWG-600
	・ボイラー給水ポンプ	１台	
	・還水槽　1000×1000×1000	１台	
	・軟水器	１台	
	・膨張タンク	１台	
	・冷温水ヘッダー	２台	
ポ　ン　プ	・MA15376 型		
	200Ｖ-3 相-37ＫＷ(冷却水)	２台	Ｂ２Ｆ
	200Ｖ-3 相-11ＫＷ(一次)	２台	Ｂ２Ｆ
	200Ｖ-3 相-18.5ＫＷ(二次)	２台	Ｂ２Ｆ
	・80SGM 型 200Ｖ-3 相-5.5ＫＷ(冷却水)	１基	屋上
パッケージ型 エアコンディショナー	・ACP-6 型 32.44ＫＷ／Ｈ 200Ｖ-3 相-7.5ＫＷ,1.5ＫＷ	１台	１Ｆ
	・DP-208 型 65.11ＫＷ／Ｈ 200Ｖ-3 相-7.5ＫＷ,3.7ＫＷ×2	１台	３Ｆ
ファンコイルユニット	・SC-600 型 4.41ＫＷ 100Ｖ-単-45W	２台	Ｂ１Ｆ
	・SF-600 型 4.41ＫＷ 100Ｖ-単-45W	２台	Ｂ１Ｆ

区　　分	機　器　名　等	数　量	納入取付業者等
ユニットクーラー	13.95ＫＷ	２台	Ｂ１Ｆ
	100Ｖ-単-56W		
サーモスタット	・T1915C	２個	３・８Ｆ
ヒューミティスタット	・H63A	２個	３・８Ｆ
ニ方弁　水　用	・機器名多数	２１個	各階
ニ方弁　蒸気用	・機器名多数	２０個	各階
空冷ヒートポンプ式	・外機　PUHY-J355BM-B	１台	３Ｆ
パッケージエアコン	圧縮機　冷 13.88ＫＷ、暖 13.0ＫＷ		
	能力　　冷 35.5ＫＷ、暖 40ＫＷ		
	・内機　PLFY-J80KM-A	２台	３Ｆ
	・内機　PLFY-J71LMD-B	２台	３Ｆ
	・内機　PLFY-J45LMD-B	１台	３Ｆ
	・外機　ﾀﾞｲｷﾝ RZZP63CAT	１台	２Ｆ
	能力　　冷 5.6ＫＷ、暖 6.3ＫＷ		
	・内機　ﾀﾞｲｷﾝ FHGP63BA		
	・外機　ﾀﾞｲｷﾝ RZZP112CA	１台	１Ｆ
	能力　　冷 10ＫＷ、暖 11.2ＫＷ		
	・内機　ﾀﾞｲｷﾝ FHGP112BA		
	・外機　PLHK-J140J(M)G	１台	１Ｆ
	圧縮機　　3.5ＫＷ		
	能力　　冷 14ＫＷ、暖 16ＫＷ		
	・内機　PLA-J71JA(H)7	２台	１Ｆ
	・内機　天井ｶｾｯﾄ型 AIU-P1400H	１台	４Ｆ
	・外機　ROA-P1400HS	１台	
	能力　　冷 12.5ＫＷ、暖 14.0ＫＷ		
	・内機　天井埋込型	１台	
	三菱電機 PLZ-ERP56LB		８階打合室
	・外機　PUZ-ERP56KA3	１台	屋上
	・内機　天井埋込型		
	三菱電機 PLFY-P28LM-G	２台	８階調室２・５
	三菱電機 PLFY-P22LM-G	４台	８階調室３・４
	・外機　PUZ-ERP56KA3	１台	６・７
〃（冷専）	・外機　RJ80F	１台	３Ｆ（ＭＤＦ）
	圧縮機　2.2ＫＷ　　内機１台		
	・外機　RSXYJ280K	１台	４Ｆ（会議室）
	圧縮機　冷 3.5ＫＷ、暖 3.75ＫＷ		
	能力　　冷 28ＫＷ、暖 31.5ＫＷ		
	・内機　FXYFJ71K	４台	

区　　分	機　器　名　等	数　量	納入取付業者等
空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン（冷専）	・外機　RYJ63B 圧縮機　1.9KW　　内機１台	１台	３Ｆ
	・外機　PUH-J80GA9 圧縮機　2.4KW　　内機１台 能力　　冷８KW、暖９KW	１台	８Ｆ （大会議室準備室）
	・外機　PUHY-J560BM-B1 圧縮機　15KW 能力　　冷 56KW、暖 63KW	２台	８Ｆ （大会議室）
	・外機　PLFY-J140KW-A1	８台	８Ｆ （大会議室）
全熱交換機	・床置タイプ	１台	８Ｆ
	・天井隠ぺいタイプ	１台	８Ｆ
	・三菱電機 LGH-50RX5	１台	８Ｆ調前室
空気清浄機	・F730A	２台	８Ｆ
コントロールモーター	・M904E	２個	３・８Ｆ
	・M904E	３個	１・３・８Ｆ
バルブリンゲージ	・Q455C	５個	１・３・８Ｆ
自動切替スイッチ	・QN406BP	２個	３・８Ｆ
	・APN2103	３個	１・３・８Ｆ
電　磁　弁	・N-15S-15	２個	３・８Ｆ
換気設備	・換気ファン　5.5KW	１台	Ｂ２機械室
	11KW	１台	Ｂ１倉庫
	2.2KW	１台	３Ｆ局長室
	・排気ファン　5.5KW	１台	Ｂ２機械室
	2.2KW	１台	Ｂ２印刷室
	0.75KW	１台	Ｂ１厨房
	1.5KW	１台	Ｒ１厨房
	3.7KW	１台	Ｒ１トイレ
	1.5KW	１台	Ｒ１湯沸
	0.4KW	１台	Ｒ１分析室
	・換気扇　0.025KW	１台	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ機械室
	0.026KW	１台	１Ｆ細菌室
	0.023KW	１台	１Ｆ精密機室

（給排水・衛生設備）

区　　分	機　器　名　等	数　量	納入取付業者等
市　水　関　係	・市水受水槽（中間仕切）　26 ﾄﾝ 　地上ＦＲＰ　$13m^3$×2	１基	ダイダン㈱ H5
	・市水揚水ポンプ　11KW	２台	
	・市水高架水槽(中間仕切)　$5m^3$×2	１基	
	・配管設備	１式	
	・電気設備	１式	
雑 用 水 関 係	・雑用水受水槽（地下式ｺﾝｸﾘｰﾄ製）70 ﾄﾝ	１基	ダイダン㈱ H5 (大阪電気暖房㈱)
	・副受水槽（地上 FRP）　1 ﾄﾝ	１基	
	・雑用水揚水ポンプ　2.2KW	２台	
	・雑用水高架水槽（中間仕切）10 ﾄﾝ×2	１基	
	・配管設備	１式	
	・電気設備	１式	
排　水　設　備	・汚水槽　31.9 ﾄﾝ	１基	
	・雑排水槽　64.9 ﾄﾝ	１基	
	・雑排水槽　16.3 ﾄﾝ	１基	
	・汚水排水ポンプ（水中）3.7ＫＷ	２台	
	・雑排水ポンプ　5.5ＫＷ	２台	
	・雑排水ポンプ（水中）　3.7ＫＷ	２台	
	・湧水排水ポンプ　2.2ＫＷ	２台	
	・配管設備	１式	
	・電気設備	１式	

（消防設備）

区　　　分	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
自動火災報知・誘導灯設備等	・P型１級５０回線受信機	１台	
	・P型１級１５回線受信機	１台	
	・４３回線副受信機	１台	
	・１０回線副受信機	１台	
	・P型１級発信機	２１台	
	・１５０mmベル	２４台	
	・差動式スポット型感知器	３８１基	
	・定温式スポット型感知器	２２基	
	・光電式煙感知器	１３２基	
	・非常電源装置	１基	
	・表示灯	２１基	
	・消火栓始動装置	１基	
	・消火器１０型	１１１台	
	・消火器５０型	２台	
	・消火器 CO2７型	１台	
	・誘導灯・非常灯	１５３基	
	・ハロゲン化物消化設備	一式	
	・泡消火設備	一式	
	・救助袋（斜行式）	６基	
消火栓・自家発電 非常電源専用受電設備	・自家発電設備	一式	
	・蓄電池設備	一式	
	・加圧送水装置	２基	
	・電動機の制御装置	２基	
	・表示・警報盤	１２基	
	・減水警報盤	１基	
	・水圧開閉装置	１基	
	・呼水装置	２基	
	・自動警報弁	２基	
	・消火栓	２１基	
	・スプリンクラーヘッド	４３８基	
	・管末テスト弁	２基	
	・送水口	１基	
	・送水口（ホース無し）	２１基	
防排煙制御設備	・連動操作盤	１基	
	・連動用煙感知装置	３９基	
	・自動開閉装置（防火扉）	２７基	
	・自動開閉装置（ダンパー）	６４基	
	・手動開閉装置（排煙口）	１８基	

（エレベーター）

区　　分	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
乗用型 （1 号機）	型　　式：UAP-13-CO90 制御方式：インバーター制御 運転方式：全自動郡管理方式 停止階数：10 階 定格積載量：900 kg　定員 13 名 速　　度：90m／min 構　　造：機械室なし 制御盤：昇降路内 監視装置：監視盤（1 階守衛室） ﾘﾓｰﾄﾒﾝﾃﾅﾝｽｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ付 連絡装置：同時通話式ｲﾝﾀｰﾎﾝ （B2 監視室、1 階守衛室） 付加装置：地震時管制運転 （P 波・S 波） 火災時管制運転 停電時救出運転 遮煙性能付乗場扉 視覚障害者仕様（点字）	1 基	㈱日立ﾋﾞﾙｼｽﾃﾑ 平成 24 年 1 月設置
乗用型 （2 号機）	付加装置：車イス仕様 ※その他機能は 1 号機と同様	1 基	㈱日立ﾋﾞﾙｼｽﾃﾑ 平成 24 年 1 月設置
乗用型 （3・4 号機）	停止階数：９階 ※その他機能は 1 号機と同様	2 基	㈱日立ﾋﾞﾙｼｽﾃﾑ 平成 24 年 1 月設置
小型荷物運搬型	稼動方式：交流一段速度 停止階数：２階	1 基	ｼﾝﾄﾞﾗｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ㈱ 昭和 42 年設置

（自動扉）

区　　　　分 （設置場所）	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
玄関	ＤＳ－７５　（両開き）	２台	ナブコドア㈱
３階秘書係	ＤＳ－６０（片開き）	１台	ナブコドア㈱
８階電算室	ＤＳ－６０（片開き）	１台	ナブコドア㈱

別　紙　2

設備一覧表（名古屋第二国税総合庁舎）

（電気設備）

区　　分	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
受変電設備	（集中監視制御方式）		日新電機㈱
	・受変電方式		
	受電電圧　　6ＫＶ		
	契約電力　400Ｋｗ		
	周波数　　60Ｈｚ		
	・受電盤		
	配電盤方式	1面	
	キュービクル式配電盤		
	遮断器種類		
	ＯＣＢ定格400Ａ　RC12.5ＫＡ	7台	
	・き電盤	3面	
	・切替盤	1面	
	・コンデンサー盤	2面	
	６．６ＫＶ　５０Ｋｖａｒ	4台	
	・低圧配電盤		
	配電盤方式		
	キュービクル式配電盤	6面	
	変圧器		
	単相　　７５ＫＶＡ	3台	
	三相　２００ＫＶＡ	2台	
	三相　２５０ＫＶＡ	1台	
自家発電	（自動運転）		日新電機㈱
	・発電機　6.6ＫＡ　150ＫＶＡ	1台	
	冷却方式　水冷方式		
	始動方式　圧縮空気方式		
	・発電機盤	1面	
静止形電源設備	・キュービクル式	５４ｾﾙ	
	ポケット式鉛蓄電池		
動力発電	・動力分電盤	２２面	㈱雄電社
	・制御盤	１３面	

区　　　分	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
照　明　設　備	・電灯分電盤	１４面	
	・蛍光灯		
	Ｈｆ32W×2 灯用外各種（一般）	９９８灯	
	40W×２灯用外各種（非常用）	２７０灯	
	・誘導灯	１３灯	
	・白熱灯	３０灯	
	・白熱灯（非常用）	２５灯	
	・水銀灯	５灯	
コ　ン　セ　ン　ト	・コンセント　(壁付　１５Ａ)	３６２個	
	・コンセント　(壁付　２０Ａ)	２０個	
	・コンセント　(床付　１５Ａ)	１８個	

（空調設備）

区　　分	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
冷温水発生機	・HAU-G200ＳＨ　739.53ＫＷ 200Ｖ-3 相-11.8ＫＶＡ	1基	Ｂ１Ｆ
冷　却　塔	・SKB-205PGR　130ＫＷ 200Ｖ-3 相-3.7ＫＷ×2	1基	屋　上
空　調　関　係	・空調機 マルチゾーン型 エアーハンドリング型 ・加湿用蒸気ボイラー 電熱面積 4.5 ㎡、最高圧力 10 kg/c ㎡ 発熱量 188,700kcal/h ・ボイラー給水ポンプ ・還水槽　1000×1000×1000 ・軟水器 ・膨張タンク ・冷温水ヘッダー	 1台 １４台 1台 1台 1台 2台 2台 1台	 ＭＩＵＲＡ GX-350S
ポ　ン　プ	・MA15306 型 200Ｖ-3 相-30ＫＷ(冷却水) ・MA1296C 型 200Ｖ-3 相-15ＫＷ(冷温水一次) ・C-856 型 200Ｖ-3 相-3.7ＫＷ(冷温水二次) ・C-1286 型 200Ｖ-3 相-11ＫＷ(冷水/チラーユニット) ・M-866 型 200Ｖ-3 相-5.5ＫＷ(冷温水二次) ・M-436 型 200Ｖ-3 相-1.5ＫＷ（温水） ・FA-420 型 200Ｖ-3 相-0.75ＫＷ(補給水) ・Ｃ856Ｘ型 200Ｖ-3 相-3.7ＫＷ（チラー冷水ポンプ） ・M866Ｘ型 200Ｖ-3 相-5.5ＫＷ（チラー冷水ポンプ）	 1基 1基 1基 2基 1基 1基 1基 1基 1基	 Ｂ１Ｆ Ｂ１Ｆ Ｂ１Ｆ Ｂ１Ｆ Ｂ１Ｆ ２Ｆ 屋　上 Ｂ１Ｆ Ｂ１Ｆ
サーモスタット	・T473C ・T675A ・T921B ・T915C ・T42H	5個 6個 １７個 5個 1個	

区　　分	機　　器　　名　　等		数　量	納入取付業者等
ﾋｭｰﾐﾃｨｽﾀｯﾄ	・H607A		２１個	
三　　方　　弁	・V5065A	４０Ａ	１２個	
		５０Ａ	３個	
		１００Ａ	１個	
		２５Ａ	３個	
二　　方　　弁	・V5063A	１５Ａ	１５個	
		４０Ａ	２個	
ｺﾝﾄﾛｰﾙﾓｰﾀｰ	・M905K		２個	
	・M904E		３１個	
	・M905F		１個	
	・M904F		６個	
バルブリンゲージ	・Q455C		３５個	
	・Q455D		１個	
ダンバーリンゲージ	・Q605A		３個	
換　気　関　係	・給気ファン			
		7.5KW	１台	ＲＦ機械室
		0.75KW	１台	２Ｆ機械室
		3.7KW	１台	Ｂ１機械室
		3.7KW	１台	Ｂ１発電機室
		3.7KW	１台	Ｂ１電機室
		0.75KW	１台	Ｂ１ﾎﾞｲﾗｰ室
		1.5KW	１台	Ｂ１厨房
		0.2KW	１台	Ｂ１冷凍機室
換　気　関　係	・換気ファン			
		3.7KW	１台	Ｂ１機械室
		3.7KW	１台	Ｂ１発電機室
		0.4KW	１台	Ｂ１浴室倉庫
		2.2KW	１台	Ｂ１厨房
		1.5KW	１台	各階便所
		1.5KW	１台	各階湯沸
		0.4KW	１台	５Ｆ事務機械室
		1.5KW	１台	６Ｆ診療所
		0.4KW	１台	６Ｆ歯科
		0.4KW	１台	７Ｆ印刷室
		0.4KW	１台	８Ｆ印刷室
		11KW	１台	排煙室
		0.75KW	１台	Ｂ１ﾎﾞｲﾗｰ室
		1.5KW	１台	Ｂ１電気室
		0.2KW	１台	Ｂ１冷凍機室

区　　分	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン	・室外機　ﾀﾞｲｷﾝ R22CHDS （能力：冷 600W、暖 615W）	1台	
	・室内機　ﾀﾞｲｷﾝ F22CTHDS-W	1台	1F駐車場 BOX
	・室外機　三菱 PUHY-P400CM-E1 （能力：冷 40KW、暖 45KW）	1台	
	・室内機　三菱 PLFY-P80BM-E1 他	6台	1F事務室
	・室外機　三菱 PUZG-P3MHA5 （能力：冷 8KW、暖 2.2KW）	1台	
	・室内機　三菱 PCZG-P3MGA2	1台	1F酒倉庫
	・室外機　三菱 MPUZ-WRP80HA6 （能力：冷 7.1KW、暖 8KW）	1台	
	・室内機　三菱 MPE-RP80CA2	1台	屋外分析室
	・室外機　ﾀﾞｲｷﾝ RXYP140A （能力：冷 14KW、暖 16KW）	1台	
	・室内機	2台	2F事務室
	・室外機　ﾀﾞｲｷﾝ RZYP80AAT （能力：冷 7.1KW、暖 8KW）	1台	
	・室内機　ﾀﾞｲｷﾝ SZHP80AJT	1台	2F　MT 保管庫
	・室外機　ﾀﾞｲｷﾝ RZCP224MK （能力：冷 22.4KW）	6台	
	・室内機　ﾀﾞｲｷﾝ SZVCP450MKR	3台	2Fサーバ室
	・室外機　ﾀﾞｲｷﾝ RZCP560C1 （能力：冷 8.4KW）	2台	
	・室内機　ﾀﾞｲｷﾝ FVYCP560M	2台	2F　LAN 機械室
	・室外機　ﾀﾞｲｷﾝ RSXYP140KC （能力：冷 14KW、暖 16KW）	1台	
	・室内機　ﾀﾞｲｷﾝ FXYHP140KC	1台	2F　LAN 機械室
	・室外機　ﾀﾞｲｷﾝ RSXYP160M （能力：冷 16KW、暖 18KW）	1台	
	・室内機　ﾀﾞｲｷﾝ FXYFP80M	1台	2F　LAN 機械室

区　　分	機　器　名　等	数　量	納入取付業者等
空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	・室外機　ﾀﾞｲｷﾝ RSXYP355K （能力：冷 35.5KW、暖 40.0KW）	１台	
	・室内機　ﾀﾞｲｷﾝ FXYMP112KC	３台	４Ｆ事務室北
	・室外機　ﾀﾞｲｷﾝ RSXYP355K （能力：冷 35.5KW、暖 40.0KW）	１台	
	・室内機　ﾀﾞｲｷﾝ FXYMP90KC	４台	５Ｆ北会議室
	・室外機　三菱 FDCP561H （能力：冷 14KW、暖 14KW）	１台	
	・室内機	２台	５Ｆ南会議室
	・室外機　三菱 FDCP561H （能力：冷 14KW、暖 14KW）	１台	
	・室内機	２台	５Ｆ監察官室
	・室外機　三菱 FDCP1401H （能力：冷 14KW、暖 14KW）	１台	
	・室内機	１台	７Ｆ所長室
	・室外機　三菱 FDCP1403HLX （能力：冷 14KW、暖 4.72KW）	１台	
	・室内機	１台	７Ｆ次席室
	・室外機　三菱 FDCP451CK （能力：冷 4KW）	１台	
	・室内機	１台	７Ｆ印刷室
全熱交換機	・天井隠ぺいタイプ 松下 FY-E80DM1L 他	３台	１Ｆ事務室
	・天井隠ぺいタイプ ﾀﾞｲｷﾝ VAM350GBS	１台	２Ｆ　LAN 機械室

（給排水・衛生設備）

区　　分	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
市　水　関　係	・市水受水槽（中間仕切付） 　４８ﾄﾝ ・市水揚水ポンプ　7.5KW ・市水高架水槽　14 ﾄﾝ ・配管設備	1基 2台 1台 1式	
給　湯　設　備	・電気温水器 　460 200V5.4KW ・配管設備	1基 1式	
排　水　設　備	・汚水槽　5.62 ﾄﾝ ・雑排水槽　21.6 ﾄﾝ ・湧水槽　650 ﾄﾝ ・雨水槽　21.6 ﾄﾝ ・汚水ポンプ（水中）　3.7KW ・雑排水ポンプ（水中）　2.2KW ・湧水ポンプ（水中）　0.75KW ・雨水ポンプ（水中）　0.75KW ・発電気用冷却水槽 ・排水ポンプ（水中）　0.75KW	1槽 1槽 1槽 1槽 2台 2台 4台 2台 1台	

（消防設備）

区　　　分	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
自動火災報知・ 誘導灯設備等	・Ｐ型１級３０回線受信機 ・３０回線副受信機 ・Ｐ型１級発信機 ・１５０ｍｍベル ・差動式スポット型感知器 ・定温式スポット型感知器 ・光電式煙感知器 ・非常電源装置 ・表示灯 ・消火栓始動装置 ・消火器１０型 ・消火器ハロン ・誘導灯・非常灯 ・ハロゲン化物消化設備 ・非常梯子	１台 １台 １８台 １９台 １９９基 ９基 ４５基 １基 １８基 １基 ７３台 １６台 ５２基 一式 一式	
消火栓・自家発電 非常電源専用受電設備	・自家発電設備 ・蓄電池設備 ・加圧送水装置 ・電動機の制御装置 ・消火栓 ・水噴霧・散水ヘッド ・送水口 ・送水口（ホース無し）	一式 一式 １基 １基 １８基 ２４基 １基 ６基	
防排煙制御設備	・連動操作盤 ・連動用煙感知装置 ・自動開閉装置（防火扉） ・自動開閉装置（ダンパー） ・自動開閉装置（垂れ壁） ・自動開閉装置（非常錠） ・連動用熱感知装置 ・手動開閉装置（排煙口）	１基 ５０基 １７基 ３４基 １０基 ２０基 １基 ５基	

(エレベーター)

区　　分	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
乗用型	稼動方式：交流帰還制御高速 停止階数：９階 最大積載量：900 kg　13 名 速　　度：90m／min 付加装置：地震時管制運転装置 監視盤	１台	㈱日立製作所 昭和 52 年設置
乗用型	稼動方式：交流帰還制御高速 停止階数：９階 最大積載量：900 kg　13 名 速　　度：90m／min 付加装置：地震時管制運転装置 監視盤 アナウンスシステム その他：障害者仕様	１台	㈱日立製作所 昭和 52 年設置

（自動扉）

区　　　分	機　　器　　名　　等	数　量	納入取付業者等
玄関	ＤＳ－４１（両開き） ＤＳ－７５（両開き）	１台 １台	ナブコドア㈱
１階売店	ＤＳ－７５（片開き）	１台	ナブコドア㈱

（参　考）

区　　　分	場　　　　所	寸　　　　　法	容　　量
汚　　水　　槽	B1F　A-B　１～２	2.5×2.5×0.9H	5.62 ㎥
雨　　水　　槽	B1F　A-B　３～４	2.5×7.5×1.2H	21.6 ㎥
雑　排　水　槽	B1F　A-B　３～４	2.5×7.5×1.5H	21.6 ㎥
湧　　水　　槽	B1F　A-D　１～８		656.6 ㎥
受　　水　　槽	B1F　C-D　１～２	４.0×4.0×3.0H	48 ㎥
高　架　水　槽	RF　　C-D　１～２	3.5×2.0×2.0H　　２基	24 ㎥
発電機冷却水槽	B1F　C-D　７～８	2.5×7.5×1.2H 2.0×7.2×1.2H	38.9 ㎥

庁舎施設定期点検基準表

1　電気設備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（◎印は本契約外とする）

区　　分	項　　　目	点　検　基　準							備　考
		毎日	毎週	毎月	6か月	1年	2年	3年	
遮　断　器	外部一般点検	○							
開　閉　器	絶縁抵抗測定					○			
断　路　器	絶縁油酸化度及び耐圧試験						○		
	内部精密点検						○		
	遮断器連動試験					○			
母線及び支持物	外部一般点検	○							
	定期点検整備					○			
変　圧　器	外部一般点検	○							
	絶縁抵抗測定					○			
	絶縁油酸化度及び耐圧試験						○		
	内部精密点検								◎必要時
	定期点検整備					○			
電　力　用	外部一般点検	○							
コンデンサー	定期点検整備					○			
	絶縁抵抗測定					○			
配　電　盤	外部一般点検	○							
	定期点検整備					○			
	絶縁抵抗測定					○			
自家用発電機	外部一般点検及び無負荷運転			○					
	軸受油の適否・油量点検		○						
	ブラシの適否・消耗度点検		○						
	整流子面の点検整備		○						
	絶縁抵抗測定					○			

（◎印は本契約外とする）

区　分	項　　目	点検基準							備　考
		毎日	毎週	毎月	6か月	１年	２年	３年	
分　電　盤	外部一般点検			○					
	定期点検整備			○					
	絶縁抵抗測定					○			
照　明　設　備	不点・異音等点検	○							
	照明効果測定					○			
	絶縁抵抗測定					○			
（その他）									
コ ン セ ン ト	外部一般点検								○必要時
配線等一般設備	各端子締付点検						◎		◎必要時

※　絶縁油酸化度及び耐圧試験（以下「試験」という。）の実施に当たっては、次の点に留意する。

【留意事項】

絶縁油にＰＣＢが含まれている可能性があることから、試験前に受託者負担により含有分析検査（以下「検査」という。）を行う。

検査の結果、含有が判明した場合は、庁舎管理責任者と協議の上、その指示に従う。

※　年１回の電気設備点検（全館停電による点検）に当たっては、次の点に留意する。

【留意事項】

全館停電を実施することで、当局の業務に支障があることから、受託者負担により自家発電を用意する。

なお、用意する自家発電機は、２台（総合庁舎用　１ｋｖＡ、第二庁舎用　２ｋｖＡ）とする。

２　空調設備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（◎印は本契約外とする）

区　分	項　　　目	点　検　基　準							備　考
		毎日	毎週	毎月	6か月	１年	２年	３年	
エアーハンドリング型	水・空気・温度点検	○							
マルチゾーン型	コイル表面点検				○				
	加湿装置点検				○				
	空調状態の点検	○							
	基礎点検			○					
	ケーシング内部錆落し塗装								◎必要時
	ユニットフィルター取替			○					(閉庁時作業)
	ユニットフィルター清掃			○					
	ロールフィルター取替								○必要時 (閉庁時作業)
	電気集塵機洗浄整備				○				AC-3
	電気集塵機洗浄整備					○			
パッケージ型（ただし、名古屋第二国税総合庁舎２Ｆサーバー室を除く。）	高低圧・油圧の点検								○必要時
	空調状態の点検								○必要時
	圧縮機の異音振動の有無点検				○				
	フィンファンの外部点検				○				
	保安装置の点検								◎必要時
	凝縮器の洗浄								◎必要時
	ヒーター・クラーコイル化学洗浄								◎必要時
	フィルター清掃				○				
パッケージ型（名古屋第二国税総合庁舎２Ｆサーバー室)	高低圧・油圧の点検								○必要時
	空調状態の点検								○必要時
	圧縮機の異音振動の有無点検				備考				年４回実施
	フィンファンの外部点検				備考				年４回実施
	保安装置の点検								◎必要時
	凝縮器の洗浄								◎必要時
	ヒーター・クラーコイル化学洗浄								◎必要時
	フィルター清掃				備考				年４回実施
	室内機のＶベルト交換					○			

（◎印は本契約外とする）

区　　分	項　　　　目	点　検　基　準							備　考
		毎日	毎週	毎月	6か月	１年	２年	３年	
冷温水発生機 （ただし、名古屋第二国税総合庁舎チラーユニットを除く。）	パージ量の点検	○							
	燃焼状態の点検	○							
	ガス配管の漏れ点検					○			
	容量制御装置動作			○					
	補助機器類動作			○					
	保安装置動作				○				
	水質管理			○					
	煤煙測定					○			第二庁舎は 年2回実施
	溶液管理				○				
	抽気装置点検	○							
	抽気ポンプ分解点検					○			
	煙道・煙突耐火材点検				○				
	チューブ清掃					○			
	メインバーナー点検	○							
	パイロットバーナー点検	○							
	点火トランス点検	○							
	火炎検出器点検清掃	○							
	軸受け部点検					○			
	バーナーノッチ調整					○			
	配管点検			○					
	定期点検整備（年４回実施）				備考				年４回実施
	点検区分								
	暖房オフ、冷房イン点検								５月から６月
	（薬品洗浄を含む。）								
	冷房中点検								７月から８月
	冷房オフ、暖房イン点検								１１月中
	暖房中点検								２月中

※　総合庁舎の冷温水発生機については、東邦ガス株式会社による「緊急遮断弁」の法定点検（年１回、１１月頃）が実施されることから、これに際し使用した炭酸ガスボンベを受託者負担により補充し、常時３個以上確保しておく。

（◎印は本契約外とする）

区　分	項　　　目	点　検　基　準							備　考
		毎日	毎週	毎月	6か月	１年	２年	３年	
加湿蒸気ボイラー	各部漏洩の有無点検	○							
	燃焼状態の点検	○							
	運転日誌記録	○							
	安全弁の吹出し圧力点検調整						○		
	燃焼ガス量の調査	○							
	水面計・圧力計の点検					○			
	缶水のブロー	○							
	缶水水質の検査								◎必要時
	パッキン類の点検					○			
	煤煙測定					○			総合庁舎のみ
膨張タンク	水位点検	○							
	水漏れ点検			○					
	補給水装置点検			○					
	排水洗浄					○			
冷温水ヘッダー	バルブ類外部点検	○							
	バルブグランド部分点検調整			○					
	水漏れ点検	○							
	定期点検整備					○			
冷却水循環ポンプ	グランドパッキン点検調整			○					
冷水循環ポンプ	吐出・真空圧力点検	○							
温水循環ポンプ	カップリング芯の点検			○					
冷温水循環ポンプ	ポンプ本体の清掃			○					
冷却塔循環ポンプ	オーバーホール								◎必要時
換気設備	運転状態の点検	○							
給気ファン	ベルトの消耗点検調整				○				
排気ファン	キャンバスの点検				○				
	プーリーの点検				○				
	羽根車の清掃								◎必要時
	軸メタル取替								◎必要時
	フィルター清掃（給気ファン）			○					

（◎印は本契約外とする）

区　分	項　　目	点検基準							備　考
		毎日	毎週	毎月	6か月	１年	２年	３年	
冷却水配管	水漏れ有無点検	○							
	計器類点検	○							
	バルブ・ステム点検整備			○					
	配管ストレーナーの清掃				○				
	バルブ分解整備								◎必要時
	フランジパッキン類取替								◎必要時
	配管内化学洗浄								◎必要時
冷　却　塔	噴霧ノズル及び充填物の点検	○							
	フロート弁作動点検	○							
	送風機軸受の油及び温度点検	○							
	潤滑油又はグリース補給更新					○			
	水槽の清掃			○					(閉庁時作業)
	サクションストレーナー清掃			○					
	レジオネラ菌検査				備考	○			第二庁舎は年２回実施
電動機類	回転状態の点検	○							
	アンカーボルトの点検			○					
	プーリー（カップリング）の点検			○					
	電動機本体及び軸受け温度の点検			○					
	配線接続の点検			○					
	本体清掃								◎必要時
	油グリース補充					○			
自動制御機器類	温度制御状態のチェック	○							
	ダンパー操作機組付点検				○				
	バルブ操作機組付点検				○				
	温度調節器の点検				○				
	液面発信器指示針の点検調整					○			
	精密濃度指示針の点検調整					○			
	空調電源装置の点検調整					○			
中央監視装置	ｍｅｔ－ＥＶ定期点検調整					○			

３　給排水衛生設備　　　　　　　　　　　　　　　　（◎印は本契約外とする）

区　　分	項　　　　目	点　検　基　準							備　考
		毎日	毎週	毎月	6か月	１年	２年	３年	
市水受水槽	ボールタップ点検			○					
	使用水量検討	○							
	槽内清掃					○			
	槽外清掃					○			
	外観点検	○							
揚水ポンプ	外部点検清掃	○							
	軸受温度点検			○					
	モーター・ポンプ分解整備								◎必要時
飲料水	残留塩素測定		○						
	水質検査				○				
高架水槽	電極棒点検			○					
	バルブ類点検			○					
	槽内清掃					○			（閉庁時作業）
	外観点検					○			
汚水槽	液面電極棒の清掃点検			○					
	槽内清掃（年４回実施：３か月ごと）				備考				年４回実施 （閉庁時作業）
雑排水槽	槽内清掃				備考				
	（内訳）名古屋国税総合庁舎								
	機械室内雑排水槽（一般排水） （年２回実施：６か月ごと）				備考				年２回実施 （閉庁時作業）
	用紙庫内雑排水槽（食堂用） （年４回実施：３か月ごと）				備考				年４回実施 （閉庁時作業）
	名古屋第二国税総合庁舎								
	雑排水槽 （年４回実施：３か月ごと）				備考				年４回実施 （閉庁時作業）
排水ポンプ	グランドパッキン点検調整			○					
汚水用	外部点検			○					
雑排水用	逆止弁点検								◎必要時
湧水用	軸受温度点検			○					
雨水用	ポンプモーター分解整備								◎必要時
給湯設備	湯音温度等の点検								○必要時

４　エレベーター　（◎印は本契約外とする）

区　分	項　目	点　検　基　準							備　考
		毎日	毎週	毎月	6か月	１年	２年	３年	
エレベーター	フルメンテナンス点検 （小型荷物運搬型はＰＯＧ点検）			○					詳細は、別紙５－２「４エレベーターの保守点検」のとおり
	性能検査（併せて製造者による性能確認調査を実施）					○			

５　自動扉　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（◎印は本契約外とする）

区　　分	項　　　目	点　検　基　準							備　考
		毎日	毎週	毎月	6か月	１年	２年	３年	
自　動　扉	ドアエンジン装置各部の点検・調整				○				詳細は、別紙５－２「５　自動扉の保守点検」のとおり
	ドアエンジン開閉速度				○				
	クッション作動の異常有無				○				
	ドアエンジン装置の電気回路の異常有無				○				
	オイル漏れ及びエヤー漏れチェック				○				
	オイル不足及び潤滑油不足チェック				○				
	パッキン、Ｏリング、ヒューズ、各種ビス、ボルト、ナット及び潤滑油の交換・補充				○				
	ドア本体の作動状況				○				
	その他各種部品等の点検・調整				○				

別 紙 ４－１

定期点検・測定・整備項目一覧表

項　　目		点検回数	名古屋国税総合庁舎	名古屋第二国税総合庁舎
室内空気環境等測定		年６回	○	○
喫煙室に関わる空気環境測定		年６回	○	○
ねずみ・昆虫等の防除消毒作業		年３回	●	●
汚水槽及び雑排水槽の清掃		年４回	●	●
飲料水適否水質検査		年２回	○	○
簡易専用水道検査（書類検査）		年１回	○	○
市水受水槽高架水槽清掃		年１回	●	●
ボイラー定期点検整備		年１回	○	○
ばい煙測定		年１回	○	○(2回)
受変電設備定期点検整備		年１回	●	●
空調機電気集塵器洗浄定期整備		年２回	●	●
空調自動機器定期作業		年２回	○	○
厨房排気ダクトフード清掃		年１回	●	●
空調自動制御機器点検整備		年２回	○	○
冷温水発生機点検整備		年４回	○	○（注７）
冷却塔レジオネラ菌検査		年１回	○	○
消防用設備の点検整備	総合点検・機器点検	年１回	●	●
	機器点検	年１回	●	●
エレベーターの定期点検整備	フルメンテナンス点検	年１２回	○	○
	性能検査	年１回	○	○
自動扉の定期点検整備		年２回	○	○

（注）１　実施にあたっては、事前に実施予定表を指定職員に提出し、指示を受ける。
２　●印は、原則閉庁時作業とするが、具体的な実施日は庁舎管理責任者と協議すること。
３　消防用設備の点検整備において、当局職員の立会いが必要な点検箇所について、事前に庁舎管理責任者と協議すること。
４「室内空気環境等測定」の測定箇所は、２１箇所とし、測定箇所は別途指示する。
５「喫煙室に関わる空気環境測定」の測定箇所は２７箇所とし、具体的な測定箇所は、別途指示する。
６「室内空気環境等測定」、「喫煙室に関わる空気環境測定」、「エレベーターの定期点検整備」及び「自動扉の定期点検整備」の内容については別紙４－２のとおり。
７「冷温水発生機点検整備」については、別紙３「２　空調設備」を参考とする。

１　室内空気環境等測定

（１）空気環境測定

イ　測定項目、測定方法及び測定周期等

共通仕様書の第５編第１章第１節により実施する。

なお、ホルムアルデヒドの量も併せて測定すること。

ロ　測定回数

１箇所につき、執務時間内に午前１回、午後１回の計２回測定する。

（２）照度点検

イ　測定項目、測定方法及び測定周期等

共通仕様書の第５編第１章第２節により実施する。

ロ　測定回数

１箇所につき、１回測定する。

（３）報告等

測定結果は速やかに庁舎管理責任者に提出し、業務履行の確認を受ける。

なお、測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を庁舎管理責任者に報告する。

２　喫煙室に関わる空気環境測定

（１）測定項目

浮遊粉塵量濃度、一酸化炭素濃度及び気流の風速

（２）測定場所及び測定点検

イ　浮遊粉塵量濃度及び一酸化炭素濃度の測定場所は、①喫煙室の内部、②喫煙室等と非喫煙場所との境界（喫煙室の外側）、③喫煙室に隣接する廊下等の３箇所とする。

ロ　浮遊粉塵量濃度及び一酸化炭素濃度の測定点は、室内の床上約１．２ｍ～１．５ｍまでの高さの点とする。

ハ　非喫煙場所から喫煙室への気流の風速の測定点は、扉を開けた状態にし、境界場所の上部、中央部及び下部の３点とする。

（３）測定回数

１箇所につき、執務時間中に１回測定する。

（４）報告等

測定結果は速やかに庁舎管理責任者に提出し、業務履行の確認を受ける。

なお、測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を庁舎管理責任者に報告する。

３　消防用設備の点検整備

（１）定期点検

７月から９月までの間に、総合点検及び機器点検を１回、また１月から３月までの間に、機器点検を１回実施する。（平成１６年５月３１日消防庁告示第９号及び昭和５０年１０月１６日消防庁告示第１４号の定めによる。）

なお、防排煙制御装置については、次の点検を総合点検時に併せて実施する。

イ　ヒューズ、ダンパー等の状態の確認

ロ　防災設備との連動動作の確認

ハ　作動後における正常な状態への復帰の確認

また、保守点検整備対象設備は、点検時に設置されている全ての消防設備機器を対象

とする。
（２）報告等
所轄消防署へ提出する「消防用設備等点検結果報告書及び点検票」（以下「報告書」という。）は、平成１６年５月３１日消防庁告示第９号及び昭和５０年１０月１６日消防庁告示第１４号に定める様式を使用して、正本、副本及び控えの計３部を作成し、正本は所轄消防署へ、消防署の受付印のある副本は庁舎管理責任者へ、副本のコピーを控えとし当局会計課へ提出する。
なお、当該報告書の用紙については、受託者が準備する。

４　エレベーター設備の保守点検整備業務

（１）小型荷物運搬型を除くエレベーター設備
イ　「建築基準法」並びにこれに基づく地方条例、及び「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針(平成５年６月３０日住防発第１７号)」、「人事院規則１０－４」又は「昇降機検査標準(ＪＩＳ　Ａ　４３０２)」その他関係法令に定めるところにより、エレベーター設備を運行するうえで必要とされる性能又は機能の維持に努めるとともに、本仕様書に定める点検を行う。
なお、特記なき事項については、共通仕様書による。
ロ　契約方式は、フルメンテナンス契約とする。
ハ　点検については月１回以上とし、点検項目は共通仕様書による。
また、建築基準法に基づき年１回（１月又は２月）エレベーターの性能検査を行う。併せて、製造者による性能確認検査を行う。
ニ　受託者は、昇降機利用者の安全を確保するために、保守・点検作業時において、安全に関する特に重要な部位（ブレーキ動作、着床レベル、扉開閉状況、その他指定職員の指示する事項）のデータ計測を行う。
ホ　部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行う。
なお、消耗品以外の部品についてはすべて製造者純正部品を使用することとし、当該費用は受託者負担とする。
ただし、共通仕様書において、修理及び取替え範囲から除外されている事項ついては別途協議する。
ヘ　遠隔監視機能付のエレベーターについては、それぞれ対応する機器を設置した上で、遠隔監視を行うこととし、当該費用は受託者負担とする。
また、遠隔監視診断を夜間、土日祝日及び年末年始の庁舎無人時に実施する場合は、事前に監督職員と機械警備会社の了解を得る。
ト　故障・異常時における点検及び調整については随時行う。また、緊急対応体制は２４時間３６５日無休体制とし、常時、有人受電できることとする。
緊急連絡先については、業務開始日までに指定職員に書面にて通知する。
なお、故障発生の連絡を受けた際は、概ね３０分を目途に技術者を現地に派遣しなければならない（広域災害等の場合を除く）。
（２）小型荷物運搬型のエレベーター設備
イ　契約方式は、ＰＯＧ契約とする。
ロ　点検により交換する必要がある部品等（補充用樹脂類（ギヤオイル及びシリンダーオイルは除く。）、ウエス、ヒューズ、インジケーター、押しボタン用ランプ、ドアマシン

用カーボン及び化粧ビズ）については交換する。

なお、交換にかかる費用については、すべて受託者の負担とする。

（３）報告等

イ　点検業務終了後、報告書を庁舎管理責任者に提出し、業務履行の確認を受ける。

ロ　保守期間内に部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行った履歴を、任意の様式により３月の定期点検後速やかに、当局会計課に提出する。

５　自動扉の保守点検

（１）業務の内容

自動扉が正常な機能を発揮し得る状態を保持し、かつ、耐久力の維持に努めるとともに、本仕様書に定める点検を行う。

なお、定期点検等において、部品（別紙３「庁舎施設定期点検基準表」の「自動扉」に記載する部品等を除く。）の交換を要すると判断した場合には、事前に庁舎管理責任者と協議する。

（２）点検実施月

７月及び１月の年２回とする。

（３）報告等

点検業務終了後、報告書を庁舎管理責任者に提出し、業務履行の確認を受ける。

別　紙　5

設　備　保　守　日　報

（名古屋国税総合庁舎）

名古屋国税総合庁舎の電気、機械設備の保守状況について下記のとおり報告します。

請負業者：

平成　　年　　月　　日	曜日	天候
現場責任者　（氏名） 印		（連絡事項）
保守管理員　（氏名） 印 印 印		

作　業　状　況　等

（特記事項）

光　熱　水　料　等　使　用　状　況

	電　気	水　道		ガ　ス	
		市　水	雑　用　水	冷温水発生機	ボ イ ラ ー
本日指針(A)					
前日指針(B)					
本日使用料	(A-B)×1200kwh kwh				

別　紙　6

設　備　保　守　日　報

（名古屋第二国税総合庁舎）

名古屋第二国税総合庁舎の電気、機械設備の保守状況について下記のとおり報告します。

請負業者：

平成　年　月　日	曜日	天候
現場責任者　（氏名） 印		（連絡事項）
保守管理員　（氏名） 印 印 印		

作　業　状　況　等

（特記事項）

光　熱　水　料　等　使　用　状　況

	電　気	水　道	ガ　ス	
			冷温水発生機	加湿ボイラ
本日指針(A)				
前日指針(B)				
本日使用料	(A-B)×10kwh kwh			

自家用電気工作物の保安管理委託業務仕様書

１　概要

電気事業法に基づき、電気工作物の安全の確保、施設の安全運転を目的とし、その機能が十分発揮できるよう点検及び調整等を実施する。

２　履行場所

別紙「自家用電気工作物保安管理業務事業場」に示す場所（以下「各事業場」という。）とする。

３　受託者の資格及び要件

本業務を受託する者は、次の資格要件のいずれも満たす者でなければならない。

（１）電気事業法施行規則第５２条の２に規定する次の要件を全て満たしていること。

イ　受託者が個人の場合

（イ）電気主任技術者免状の交付を受けていること。

（ロ）外部委託承認申請書を所轄産業保安監督部へ提出し、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

（ハ）機械器具の保有状況届出書を所轄産業保安監督部へ提出し、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

（ニ）外部委託承認申請書に添付する委託契約の相手方の執務に関する説明書が、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

（ホ）外部委託承認申請書に添付する保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障がない旨の説明書が、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

ロ　受託者が法人の場合

（イ）保安業務従事者名簿届出書を所轄産業保安監督部へ提出し、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

（ロ）機械器具の保有状況届出書を所轄産業保安監督部へ提出し、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

（ハ）外部委託承認申請書に添付する委託契約の相手方の執務に関する説明書が、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

（ニ）保安管理業務マネジメント規定を所轄産業保安監督部へ提出し、要件に適合していることを所轄産業保安監督部が確認していること。

（２）事故及びトラブル発生時における対応態勢について、次の要件を満たしていること。

イ　各事業場から常時連絡が取れる態勢であること。

なお、留守番電話による対応は不可とする。

ロ　各事業場から連絡後、２時間以内に各事業場に到着できる場所に主たる連絡場所を設けていること。

（３）以下の４に定める業務の内容を履行できる者であること。

4　業務の内容

（１）点検及び維持管理

事業場の保安規程及び別添「自家用電気工作物の保安管理業務の細目及び基準」(以下「細目」という。) に従い、各事業場の自家用電気工作物の点検及び維持管理を行う。

（２）保安規程の作成等への指導及び助言

受託者は、名古屋国税局（以下「当局」という。）及び各事業場が保安規程の見直しを行い、新たな保安規程を作成するための指導及び助言を行う。

（３）上記（２）により各事業場の保安規程が変更された場合には、所轄産業保安監督部へ提出する書類の作成及び提出手続の指導及び助言を行う。

（４）電気工作物の維持及び運用を適正に行うために、月次点検を２ヶ月に１回、年次点検を年１回実施する。

（５）受託者は各事業所の低圧電路の絶縁状態を常時監視するための絶縁監視装置を、受託者負担ですみやかに設置し、警報発生時は２４時間体制で対応し必要な措置を行う。

なお、細目７（３）ロ又はハにより、絶縁監視装置を撤去した場合は、所轄産業保安監督部へ届出を行い、月次点検を毎月実施する。

（６）絶縁監視装置は、５０ｍＡ以上の漏洩電流で感知し発報するものであることとする。

なお、これにより絶縁状態（漏電）を常時監視し電路の絶縁が不良（漏電が発生）となったことを感知した場合には、当局の指定する職員（以下、「指定職員」という。）に通知するとともに応急措置をとるものとする。

（７）ランプ類、ヒューズ類の消耗部品は必要に応じて交換を行う。ただし、当該消耗部品は受託者の負担とする。

（８）軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント）を行う。

5　報告書作成

（１）点検実施時

イ　点検終了後、報告書を指定職員に提出し、業務履行の確認を受ける。

すべての履行場所の報告書を取りまとめて、点検実施月の翌月末までに当局に提出する。

ロ　報告書様式は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引き　最新版」に準拠する。

ハ　点検において不良箇所がある場合は、指摘事項についての緊急度判定を記載し、不良箇所の図や写真等を添付する。

（２）年度末

３月３１日までに各事業所の事故及び故障等による臨時出動及び絶縁監視装置の警報発報に伴う出動事績の年間一覧表を提出する。

6　その他の事項

（１）電気事業法施行規則第５２条、第５２条の２、第５３条、平成１５年７月１日付経済産業省告示第２４９号、平成１７年３月２８日付「主任技術者制度の解釈及び運用について（内規)」及び各種関係法令に示されている事項を遵守すること。

（２)受託者が電気事業法施行規則第５２条第２項で定める外部委託先の承認が得られない場合には、委託契約を解除する。

（３）受託者は次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

イ　本仕様書に基づき協議決定した事項又は受託者が指導、助言した事項について、当局及び各事業場が実施しなかったことにより損害が生じた場合

ロ　当局及び各事業場が法令又は本仕様書に違反する行為を行ったことにより損害が生じた場合

ハ　当局及び各事業場が細目２（１）に定める受託者への連絡を怠ったことにより損害が生じた場合

ニ　天災地変､設備の自然劣化又は原因不明の欠陥等受託者の責めとならない事由により損害が生じた場合

（４）業務に従事する時間は、原則として、平日の午前９時から午後５時までとする。

ただし、停電で実施する年次点検については、平日の上記時間外又は閉庁日（｢行政機関の休日に関する法律」に定める日）に行うものとし、具体的な日時については、指定職員と協議する。

（５）業務の遂行のため、庁舎に立ち入るときは、あらかじめ各事業場の庁舎管理責任者の許可を受けること

（６）契約締結後２ヶ月以内に、外部委託承認申請書を所轄産業保安監督部へ提出し、承認を受けるものとする。

なお、当該登録に係る「外部委託承認書」の写し（１部）を当局へ提出する。

自家用電気工作物の保安管理業務の細目及び基準

1　保安管理業務の内容

（1）受託者が実施する保安管理業務は、次によるものとする。

イ　定常の保安管理業務は、次の各号によるものとする。

（イ）定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表1「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な措置について各事業場に報告すること。

（ロ）電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、当局の通知を受け必要な指導及び助言を行う。

（ハ）電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、当局の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検（具体的基準は、別表2「工事期間中に関する点検の基準」による。）を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導及び助言を行う。

（ニ）電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、当局若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話又は各事業場に出向して事故原因の探求に協力し、応急措置を指導するとともに、再発防止につきとるべき措置の指導及び助言を行う。

　この場合、当局は受託者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受託者に連絡するものとする。

（ホ）電気事業法第１０７条第２項に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成の指導及び手続の指導を行う。

（ヘ）受託者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行う。

（ト）電気事業法に規定する立入検査には、その都度、当局の通知を受け、受託者の保安業務担当者等を立ち会わせること。

ロ　定常外の保安管理業務は、次の各号によるものとする。

（イ）電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成の指導及び手続の指導を行う。

（ロ）電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導及び助言を行う。

（ハ）前各号のほか、当局の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行う。

（2）次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、当局は、当局の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。この場合において、当局の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受託者は指導及び助言又は協議を行うものとする。

イ　設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な、次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物

（イ）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第３項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

（ロ）消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の３の３の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等